

社会を明るくする運動／

標語入りポスターの募集および展示事業の実施要項

さいたま大宮地区保護司会

1. 事業の目的：

- (1) さいたま市教育委員会が推進する人権が尊重される社会の浸透を図ります。
- (2) 地域の青少年健全育成に寄与します。
- (3) 応募作品を広く地域に展示し、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の定着を図ります。

2. 主催と後援：

- (1) 主催：さいたま大宮地区保護司会
- (2) 後援：さいたま市教育委員会
さいたま市大宮区役所

3. 募集の対象：

当会管内（さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区）の小・中学校の児童・生徒を対象としますが、予算の関係上毎年の応募依頼校は全校の3分の1程度とし、2～3年のサイクルで依頼校を変更させていただきます。

（今年度の応募依頼校は別紙のとおりです）

4. 応募方法：

(1) テーマの選定：

「あいさつをしよう」「思いやり」「感謝のこころ」「気軽な助け合い」「平等な社会と権利」の中からひとつのテーマを選び、関係する標語を入れたポスターを制作してください。

（ポスターの標語はできるだけ大きく描くようにご指導ください）

(2) ポスターの大きさと同材：

- ①ポスターの大きさ 中学生は「四つ切り」小学生は「八つ切り」とします。

＊小学生は「四つ切り」でも結構です。

- ②画材は画用紙とし、水彩・クレヨン等は自由です。

(3) 各校での公募方法：

- ①夏休み期間を利用して可能な限りたくさんの児童・生徒に公募してください。
- ②各校は令和8年9月11日（金）頃までに作品を集約し、入賞作品の選考を行ってください。

(4) 入賞作品の選考と作品の提出

- ①各校は応募作品の中から最優秀賞（1点）、優秀賞（2点）、入賞（3点）の選考を行い、別紙集約用紙にご記入ください（入賞者のお名前は賞状作成等に必要となりますので正しくご記入ください）。
- ②当会への作品の提出は各校入賞作品（6点）のみとします。
- ③入賞作品は担当保護司が9月18日（金）頃までに受け取りに伺います。